

報道発表資料

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（大分県版）

令和7年12月

熊本国税局

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

〔連絡先〕

大分税務署 税務広報広聴官

097-532-4171（代表）（内線220、221）

自動音声案内にしたがって「2番」を選択してください。

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、**調査等合計件数及び追徴税額の総額は過去 10 年間で最高を記録**
- ・ 「実地調査」については、**申告漏れ所得金額の総額、追徴税額の総額、1 件当たりの申告漏れ所得金額及び 1 件当たりの追徴税額が増加**
 - ・ 「簡易な接触」については、**件数及び非違件数が増加**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、5,220 件（前事務年度 3,730 件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 3,145 件（同 1,919 件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、270 件（同 303 件）。うち、特別調査・一般調査が 207 件（同 239 件）、着眼調査が 63 件（同 64 件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、4,950 件（同 3,427 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、48 億 3 千万円（同 57 億 4 千 2 百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、29 億 5 千 2 百万円（同 26 億 7 千 8 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 28 億 5 千万円（同 24 億 2 千 6 百万円）、着眼調査によるものは 1 億 1 百万円（同 2 億 5 千 2 百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、18 億 7 千 8 百万円（同 30 億 6 千 5 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、7 億 2 千 3 百万円（同 5 億 9 千万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、6 億 1 千 7 百万円（同 4 億 9 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 6 億 6 百万円（同 3 億 8 千 1 百万円）、着眼調査によるものは 1,100 万円（同 2,800 万円）となっています。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、229 万円（同 135 万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1 億 6 百万円（同 1 億 8 千万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分		実地調査								簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		対前年比	着眼		計	対前年比	対前年比				
項目		件	件		件	件			件	件	件	件	
調査等件数	件	239 207	86.6%	64 63	98.4%	303 270	89.1%	3,427 4,950	144.4%	3,730 5,220	139.9%		
申告漏れ等の非違件数	件	210 184	87.6%	41 32	78.0%	251 216	86.1%	1,668 2,929	175.6%	1,919 3,145	163.9%		
申告漏れ所得金額	万円	242,606 285,046	117.5%	25,186 10,135	40.2%	267,792 295,181	110.2%	306,452 187,844	61.3%	574,245 483,025	84.1%		
追徴税額	本税	万円	32,284 48,893	151.4%	2,437 994	40.8%	34,721 49,888	143.7%	17,840 10,421	58.4%	52,560 60,308	114.7%	
	加算税	万円	5,834 11,682	200.2%	387 126	32.6%	6,221 11,809	189.8%	193 206	106.7%	6,415 12,015	187.3%	
	計	万円	38,118 60,576	158.9%	2,823 1,121	39.7%	40,942 61,696	150.7%	18,033 10,627	58.9%	58,975 72,323	122.6%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,015 1,377	135.7%	394 161	40.9%	884 1,093	123.6%	89 38	42.7%	154 93	60.4%	
	追徴本税	万円	135 236	174.8%	38 16	42.1%	115 185	160.9%	5 2	40.0%	14 12	85.7%	
	加算税	万円	24 56	233.3%	6 2	33.3%	21 44	209.5%	0.1 0	0.0%	2 2	100.0%	
	計	万円	160 293	183.1%	44 18	40.9%	135 229	169.6%	5 2	40.0%	16 14	87.5%	

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、88 件（前事務年度 103 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、84 件（同 99 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、7 億 3 千 9 百万円（同 7 億 7 千 7 百万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5 事務年度	6 事務年度	対前年比
①	件	件	件	%
調査等件数	103	88	88	85.4
土地建物等	83	79	79	95.2
株式等	20	9	9	45.0
②	件	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	99	84	84	84.8
土地建物等	82	75	75	91.5
株式等	17	9	9	52.9
③	%	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	96.1	95.5	95.5	▲ 0.7
土地建物等	98.8	94.9	94.9	▲ 3.9
株式等	85.0	100.0	100.0	15.0
④	万円	万円	万円	%
申告漏れ所得金額	77,724	73,873	73,873	95.0
土地建物等	54,171	48,859	48,859	90.2
株式等	23,553	25,014	25,014	106.2
⑤	万円	万円	万円	%
1 件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	755	839	839	111.2
土地建物等	653	618	618	94.8
株式等	1,178	2,779	2,779	236.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等合計件数及び追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録
 - ・ 「実地調査」については、件数及び非違件数、追徴税額の総額、1件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数、追徴税額の総額、1件当たりの追徴税額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1,409件（前事務年度1,288件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は913件（同739件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、204件（同174件）。うち、特別調査・一般調査が152件（同144件）、着眼調査が52件（同30件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1,205件（同1,114件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、2億8千4百万円（同1億9千6百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、2億3千9百万円（同1億6千6百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは2億2千6百万円（同1億6千1百万円）、着眼調査によるものは1,300万円（同500万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、117万円（同96万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、4,500万円（同3,000万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
調査等件数	件	144		30	173.3%	174		1,114	108.2%	1,288	109.4%
申告漏れ等の非違件数	件	125		52	180.0%	204	117.2%	1,205		1,409	
追徴税額	本税	13,544		388		13,932		2,885		16,817	
	追徴税額	18,444	136.2%	1,168	301.0%	19,612	140.8%	4,393	152.3%	24,004	142.7%
	加算税	2,581		104		2,685		120		2,805	
	加算税	4,129	160.0%	173	166.3%	4,302	160.2%	109	90.8%	4,411	157.3%
	計	16,125		492		16,617		3,005		19,622	
	計	22,573	140.0%	1,340	272.4%	23,914	143.9%	4,502	149.8%	28,415	144.8%
一件当たり	追徴税額	94		13		80		3		13	
	本税	121	128.7%	22	169.2%	96	120.0%	4	133.3%	17	130.8%
	追徴税額	18		3		15		0.1		2	
	加算税	27	150.0%	3	100.0%	21	140.0%	0.1	100.0%	3	150.0%
	計	112		16		96		3		15	
	計	149	133.0%	26	162.5%	117	121.9%	4	133.3%	20	133.3%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。